

# 第4回美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和5年4月25日

出席者	1. 若杉伸児    2. 森田正春    3. 藤田博文    4. 田野敏広 5. 中田辰美    6. 林田寿利    7. 柳田隆喜    8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 <del>10. 菊池勇夫</del> 11. 富井保徳    12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣    14. 中谷茂己
議事録署名人	8番 甲斐 奉文 委員      9番 黒木 謙志 委員
開催時間	開会 AM 10:00 ~ 閉会
発言者	内 容
局長	ご起立をお願いします。 ただ今から、令和5年第4回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 本日は、10番菊池勇夫委員より欠席届が出ております。只今の出席委員は13名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 それでは会長、よろしくお願ひいたします。
議長	〈挨拶〉  それでは日程表に従いまして、令和5年第4回総会を進行していきます。 日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。8番甲斐奉文委員、9番黒木謙志委員、よろしくお願ひします。 続いて日程第2、会期の日程は、令和5年4月25日、本日1日といたしますがよろしいですか。  〈異議なし〉  異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。 それでは日程第3、議案審議に移ります。 議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。
局長	2ページをお開きください。議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった

ので、承認を求める。令和5年4月25日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。  
次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は32番から38番までの7  
件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4ページをお開きください。受付番号は32番です。申請人の譲受人が、日向市の  
50歳の方。譲渡人が、美郷町南郷上渡川の74歳の方です。申請地は、南郷上  
渡川字野畑、田1筆、993㎡であります。申請理由は、贈与による所有権移転。  
利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受  
人の経営ですが、自作地・借入地共に0㎡。家畜はありません。家族総数2名の  
労力1名となっております。5ページが地籍集成図になります。今回新たに農地  
法が改正されまして、初めての総会になりますので、農地法第3条第2項の各号  
について説明いたします。農地法第3条第1項は農地全部効率利用要件で、譲り  
受ける者が所有する農地で、耕作されていない農地がないかということになりま  
す。譲受人は今回申請された農地のみ所有であり、以前から水稲を耕作されて  
いるので問題ありません。2号・3号については割愛させていただきます。4号は  
農作業常時従事要件で、農作業に常時従事しているかということですが、国の定  
めでは年間150日なっていますが、今回の場合は水稲を耕作するにあたり、必要  
な日数耕作できるかということになります。本人に確認したところ、土日帰って  
きて耕作しているということですので、問題ありません。5号は転貸禁止要件で  
すので割愛させていただきます。6号は地域調和要件ですが、利用計画が水稲で、  
申請農用地の周辺が田となっておりますので問題ありません。以上のことから、  
農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

1番、若杉です。譲受人は日向市で商売を行っています。生まれも育ちも日向  
市ですが、自身の母親が南郷上渡川の出身になります。譲渡人は現在息子さんが  
中心になりプロイラーをしており、またシキミの栽培もおこなっています。私の  
前任の農業委員さんでもあります。この案件は、実は30年以上前に譲受人の父親  
と上渡川の第三者の方とで売買されておりました。しかし下限面積の関係で登記  
ができなかったため、親戚である譲渡人に名義を借りる形で登記を直したよう  
です。今回農地法が改正になり、下限面積が撤廃なったことを双方に話をしたと  
ころ、せっかく昔求めた農地ですので自分の土地にしたいということで今回の申請  
となりました。譲受人はこの田しか所有しておりませんが、熱心に米作りに通っ  
ております。何ら問題はないと考えております。ご審議のほどよろしくお願  
いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号32番について質疑のある方  
は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 32 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 33 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 33 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 60 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 85 歳の方です。申請人お二人は親子になります。申請地は、西郷田代字平田と論田、田 2 筆、1,561 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画はリンドウの栽培です。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地共に 0 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 2 名となっております。この申請地は前々からリンドウを耕作しており、地域調和要件について問題はありません。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭  
委員

12 番、黒木です。ただ今説明がありましたが、申請人お二人は親子になります。現在論田の農地には、譲受人がリンドウを栽培しています。今回平田の農地にもリンドウを栽培したいということで、このような形になりました。特に問題はないと考えます。よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 33 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 33 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 34 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 34 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷入下の 72 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷入下の 79 歳の方です。申請地は、

北郷入下字大堀、畑 1 筆、523 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は栗・桃の栽培です。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 42,961 m<sup>2</sup>。家畜は牛を 4 頭飼養しています。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。譲受人は牛の肥育をやっております。申請地の近くには譲受人の所有地があり管理がしやすいことと、譲渡人は年齢的に管理が大変になってきたということで、今回の売買がまとまったようです。すでに栗等が植わっていますのでそれを管理していくということです。特段問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 34 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 34 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 35 番の説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 35 番です。申請人の譲受人が、北郷黒木の 63 歳の方。譲渡人が、福岡県の 50 歳の方です。申請地は、北郷黒木字田ノ畑と石原、田畑 2 筆、1,011 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は、水稻と野菜になります。本農地については、体験農業に使用したいと聞いております。譲受人の経営ですが、申請農地以外は所有・耕作していません。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名、譲受人と奥さんになりますが、奥さんの方がメインで農業をやる聞いております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。ただ今の事務局の説明のとおりですが、譲受人は延岡市から

の転入者で、職業訓練校の講師をしているそうです。奥さんの方が NPO 農業法人で体験農業をやりたいということで、実際に門川町では体験農業を行っている実績があります。譲渡人は県外在住で、農地は放置状態であったということで、農地が荒れないためにも進んで事業を行ってほしいと私も思っているところです。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 35 番について質疑のある方は挙手を願います。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 35 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 36・37・38 番については譲受人が同一のため同時に説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号 36・37・38 番ですが、譲受人が同一で関連がありますのであわせて説明いたします。

申請人の譲受人は、延岡市の農事組合法人になります。

受付番号 36 番。譲渡人が、美郷町北郷黒木の 42 歳の方です。申請地は、北郷黒木字沖ノ園、田 4 筆、3,687 m<sup>2</sup>であります。

受付番号 37 番。譲渡人が、美郷町北郷黒木の 77 歳の方です。申請地は、北郷黒木字沖ノ園、田 2 筆、1,722 m<sup>2</sup>であります。後ほど報告第 6 号で説明いたしますが、他の方に耕作を依頼しておりましたが、解約して農事組合法人に貸し出すということです。

受付番号 38 番。譲渡人が、大分県の 63 歳の方です。申請地は、北郷黒木字田ノ畑、田 1 筆、2,966 m<sup>2</sup>であります。合計 7 筆 8,375 m<sup>2</sup>になります。

申請理由は賃借権の設定。利用計画は、すべて白ネギを作付けするということです。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地 0 m<sup>2</sup>で借入地が 5,335 m<sup>2</sup>あります。家畜はありません。構成員 2 名の労力 2 名となっております。13 ページが地籍集成図になります。先程の譲受人の経営のところでありました借入地ですが、今回の申請地と同じ沖ノ園の 6 筆になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員	<p>7 番、柳田です。譲受人の農事組合法人は、北方町でライスセンターを経営しており、申請地で白ネギを栽培したいということです。今事務局から説明がありましたが、申請地と同地区ですすでに農地を借り受けし、白ネギの栽培をやっております。通作時間は 10 ～ 15 分ぐらいになりますので、簡単に仕事に取り掛かれるということでした。地元では水稻の田植え・稲刈りを行い、北方町以外の場所では米以外の物を作って幅広くやっている農事組合法人です。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 36 番から 38 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 36・37・38 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>〈全員、挙手〉</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。</p> <p>採決後で申し訳ないんですが、私からひとつだけ質問させてください。この農事組合法人は、どの範囲まで預かり耕作してくれる余力があるのか、わかっているら教えてください。</p>
柳田委員	<p>はい。今回の申請地周辺や、国道から北方町方面に行く道路沿いの農地については、ほとんど預かりたいと要望があるようですが、地主等の関係もありますしなかなか難しいと言っておりました。余力はまだ十分あるようです。</p>
議長	<p>ありがとうございます。放棄地の解消にもつながる話ですし、もし余力があれば西郷地区にも足を伸ばしてもらえると良いなと思っているところですが、作業範囲もありますし、徐々に話を進めていけたらなと思っております。</p> <p>続きまして、議案第 13 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>14 ページをお開きください。議案第 13 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 5 年 4 月 25 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 39 番と 40 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。</p>
議長	<p>受付番号 39 番と 40 番ですが、譲受人が同一のため同時に説明をお願いします。</p>

事務局員	<p>16 ページをお開きください。受付番号 39 番と 40 番ですが、譲受人が同一のためあわせて説明いたします。</p> <p>申請人の譲受人は、美郷町南郷鬼神野の合同会社になります。</p> <p>受付番号 39 番。譲渡人が、美郷町南郷鬼神野の 74 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字狭間、田畑 4 筆、5,854 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>受付番号 40 番。譲渡人が、美郷町南郷鬼神野の 66 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字狭間、畑 1 筆、268 m<sup>2</sup>であります。合計 5 筆 6,122 m<sup>2</sup>になります。</p> <p>申請理由は、9 万羽規模のブロイラー経営を始めるために鶏舎を建築する為となっております。転用後の用途は、農業用施設用地。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、着手令和 5 年 7 月 1 日、完了が令和 6 年 3 月 31 日となっております。17 ページが地籍集成図ですが、申請地の隣接地の 2 筆も含めて鶏舎の建築をするということです。18 ページが鶏舎建築用地位置図になりますが、今回の申請地は山間にあり周辺の住宅等には迷惑がかからないようにと場所を選んだようです。周辺の住民の方からは同意等はいただいているそうです。19 ページが配置図ですが、雨水の排水については北側に新設した U 字側溝から、鶏の糞尿・羽等については産廃処理するということです。消毒作業については別に排水管を設け、汚水分離処理槽で処理して排水するということです。管理棟の汚水については、合併浄化槽を設置して処理すると聞いています。汚水排水対策については十分に対策を取っていると考えます。20 ページが鶏舎の立面図、21 ページが管理棟の平面図・立面図になります。今回の鶏舎建築について、周辺住民の方のご理解をいただくのが難しい案件ですが、申請者の方で地区の方々を回って同意をもらっており、事務局の方で確認をしています。本申請地については、過去に農業公共投資のされていない小集団の農地であり、土地の利用計画等から判断し条件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
中田委員	<p>5 番、中田です。譲受人は 29 歳と若い青年です。39 番の譲渡人は親戚になり、ブロイラーをしたいとお願いをして話が決まったそうです。40 番については、一部ですが建築予定地に入っているため、譲渡人に土地の交渉して今回の申請となったそうです。事務局から説明があったように、譲受人が集落を回って同意をいただいたということです。問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 39 番と 40 番について質疑のある方は挙手をお願いします。
若杉委員	はい。
議長	はい、どうぞ。

若杉委員	1 番、若杉です。先程の事務局の説明で、申請地の隣接地も一部鶏舎がかかりますという説明でしたが、この 2 筆は農地ではないのですか。
事務局員	議長。
議長	はい、どうぞ。
事務局員	ただ今のご質問にお答えします。申請地に隣接する 2 筆ですが、以前は農地でしたが、平成 23 年に非農地判断行った際に非農地の扱いをしております。現在の地目は原野であります。
議長	若杉委員、よろしいですか。
若杉委員	はい。
議長	他にありませんか。
	〈なし〉
	無いようですので採決に移ります。受付番号 39 番と 40 番に賛成の方の挙手を求めます。
	〈全員、挙手〉
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、議案第 14 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。
局長	22 ページをお開きください。議案第 14 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 5 年 4 月 25 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 41 番から 45 番までの 5 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。
議長	受付番号 41 番から 45 番については、利用権の設定を受ける者が同一であるため、同時に説明をお願いします。
事務局員	24 ページをお開きください。受付番号 41 番から 45 番ですが、関連がありますので、あわせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、宮崎市の公益社団法人 宮崎農業振興公社、俗に言う農地中間管理機構になります。

受付番号 41 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 51 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字仮谷小田ノ原、田 3 筆、4,894 m<sup>2</sup>であります。

受付番号 42 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷鬼神野の 73 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷鬼神野字床並上原、田 4 筆、3,601 m<sup>2</sup>であります。

受付番号 43 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷鬼神野の 74 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷鬼神野字田出原、田 1 筆、1,887 m<sup>2</sup>であります。

受付番号 44 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷鬼神野の 57 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷鬼神野字市谷、田 4 筆、4,004 m<sup>2</sup>であります。

受付番号 45 番。利用権を設定する者が、広島県の方です。利用権を設定する土地は、北郷入下字折戸、田 3 筆、4,973 m<sup>2</sup>であります。合計 15 筆 19,359 m<sup>2</sup>になります。

利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権設定区分はすべて新規になります。農地中間管理機構が審査を行い、機構から貸付ける方が決まっておりますので、参考までにお知らせします。41 番が南郷水清谷の 48 歳の認定農業者の方。42 番から 44 番が南郷鬼神野の 35 歳の認定農業者の方。45 番が北郷入下の 48 歳の認定農業者の方になります。25 ～ 27 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員はそれぞれの地区の説明をお願いします。

中谷委員

14 番、中谷です。41 番の説明をします。利用権の設定を受ける者は、農業委員会の事務局員をしています。仕事との両立が難しいため、中間管理機構に申請したということです。後は認定農業者である 48 歳の方が耕作するという事です。今後このような案件が増えてくると思います。ご審議よろしくをお願いします。

中田委員

5 番、中田です。42・43・44 番について説明します。事務局の説明のとおりですが、42 番の利用権を設定する者は、体を悪くして今特老に入っており農業ができない状態です。奥さんも農業をあまりしたことがない人です。43 番の利用権を設定する者は、ご主人と死別しており田を作る労力もないため、以前から同地区の認定農業者の方に頼んで耕作してもらっていました。44 番の利用権を設定する者は、会社員で田を作る余裕がないのと、農業用機械をもっていないため、以前から同じく認定農業者の方に耕作してもらっています。特に問題はないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。45 番の利用権を設定する者は、現在広島県に住んでいます。出身は北郷ですが、農地を管理していた両親とも亡くなっており、以前から同地区の認定農業者である畜産農家が耕作していますので、問題はないと思います。

ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 41 番から 45 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

若杉委員

はい。

議長

はい、どうぞ。

若杉委員

1 番、若杉です。事務局にお伺いします。41 番から 45 番までの対価を決める時は、中間管理機構と貸し手側が決めるのか、それとも担い手の方が決めるのかお伺いします。

議長

事務局、説明をお願いします。

事務局員

はい。対価におきましては農地中間管理機構は関与しておりません。貸し手・受け手の間での話し合いで決まっております。以上です。

議長

若杉委員、よろしいですか。

若杉委員

はい。

議長

他にありませんか。

柳田委員

はい。

議長

はい、柳田委員、どうぞ。

柳田委員

7 番、柳田です。利用権設定区分はすべて新規となっています。45 番については以前から同じ方が借りていますが、新規になるのでしょうか。

議長

事務局、説明をお願いします。

事務局員

ただ今のご指摘に対してお答えいたします。45 番に関しましては継続になります。その他は新規の取扱いになります。訂正をお願いします。申し訳ありません。

柳田委員

わかりました。

議長

他にありませんか。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 41 番から 45 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 6 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

28 ページをお開きください。報告第 6 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 5 年 4 月 25 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

29 ページをお開きください。合意解約書の通知が提出されています。先程受付番号 37 番で説明いたしましたが、農事組合法人が賃借権の設定をする前の契約になります。土地の所在は、北郷黒木字沖ノ園、田 2 筆、1,722 m<sup>2</sup>です。農地法第 3 条で、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日（以降法廷更新）で賃貸借契約がなされていましたが、令和 5 年 3 月 31 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。この合意解約は、農地法の要件を満たしているため、届け出を受理しました。以上です。

議長

続きまして、報告第 7 号、農地改良完了届について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

30 ページをお開きください。報告第 7 号、農地改良完了届について。農地改良完了届出書の提出があったので報告する。令和 5 年 4 月 25 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

31 ページをお開きください。農地改良完了届出書になります。農地改良の内容は、進入路施工のため 0 ～ 3.4 m の盛土を行っています。土地の所在は、西郷田代字羽太郎谷、畑 1 筆になります。工事完了年月日は、着工令和 4 年 10 月 25 日～完了令和 5 年 2 月 10 日となっています。32 ページが施工前・完成後の写真、33 ページが平面図・横断図になります。説明は以上です。

議長

何か質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

局長

それでは以上で、すべての審議を終了します。

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして、令和5年第4回美郷町農業委員会総会を終了いたします。  
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 甲斐 奉文

美郷町農業委員会 委員 黒木 謙志

